

# 福井大東包括支援センター

## (介護予防支援・介護予防ケアマネジメント) 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 足羽福祉会が開設する福井大東包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2.事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健・医療・福祉・介護サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3.事業の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の対場に立って、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
  - 4.事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明する。
  - 5.事業の運営にあたっては、福井市及び関係機関等との連携に努める。

### (センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 福井大東包括支援センター
- ② 所在地 福井市丸山町 40-7

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者はセンターの担当職員その他従業者の管理、利用者の申し込みに関わる調整及び業務の実施状況の把握そのた指揮命令等を一元的に行う。

- ② 担当職員

保健師 1名以上

主任介護支援専門委員 1名以上

社会福祉士 1名以上

介護支援専門員 若干名

担当職員は指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供にあたる。

③ 事務職員 1名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 ① 月～金 午前9時から午後5時までとする。

② 土 午前9時から午後12時半

営業時間外は、24時間連絡体制をとり対応するものとする。

(指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次の通りとし、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供した場合の報酬は、介護報酬の告示上の額とする。

① 提供方法

1) 場所 センター相談室・利用者居宅・その他関連機関等

2) 方法 電話・来所・訪問・メール等

② 提供時の遵守事項

1) 担当職員は、身分を証する書類を携行し、利用者もしくはその家族から求められた時にはこれを提示するものとする。

2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供を求められたときには利用者の被保険者証により、被保険者資格・認定区分・有効期限を確認する。

3) 要支援認定等の新規及び更新の申請は、被保険者の意思も踏まえて速やかに行われるよう必要な援助を行う。なお更新の申請は有効期限が満了する1ヵ月前には行われるようにする。

4) 要支援認定を受けた者の介護予防サービス計画の作成を利用者ならびにその家族の意思を尊重して医療・保健・福祉のサービス・地域の資源を活用し立案し、被保険者の同意を受け総合的にサービス提供の手続きを行う。

③ サービス担当者会議について

1) 開催場所は、自宅または第3条に規定するセンター内、サービス事業所等とする。

2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を有し、介護予防サービス計画の原案の内容について、関係機関の担当者から、専門的見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、照会等により意見を求めるものとする。

③ 担当職員による居宅訪問頻度等

1) 提供開始月

- 2) 提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回
- 3) サービス評価期間が終了する月
- 4) 利用者の状況に著しい変化があった時

なお、利用者の居宅を訪問しない時においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面談ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

- ④ モニタリングの結果記録  
少なくとも1ヶ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、福井市（啓蒙地区・岡保地区・東藤島地区）とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1年以内
- ② 継続研修 年2回程度

(秘密の保持)

第9条 担当職員は業務上知り得た利用者またはその家族に関する秘密を保持する。

2.担当職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、担当職員なくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第10条 センターは提供した介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に対する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情受付の窓口を設置する。

- 2.センターは苦情を受け付けた場合は苦情の内容を記録する。
- 3.センターは提供した居宅介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関し、市町が行う提示や質問、照会に応じ、その指導助言に従い必要な改善を行い、必要な場合には改善内容を市町に報告する。
- 4.センターは介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して利用者に必要な援助を行う。
- 5.センターは提供した居宅介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに対する利用者からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、その指導助言に従い必要な改善を行い、必要な場合には改善内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 センターは利用者に対する居宅介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2.センターは前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

3.センターは利用者に対する居宅介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第 12 条 センターは、利用者に対する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(協議事項)

第 13 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は福井市、社会福祉法人 足羽福祉会及びセンターの長との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその発再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。(法人の高齢分野内委員会と協働にて実施)
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。(法人の高齢分野内委員会と協働にて実施)
- ④前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 6 月 10 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

# 重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

## 1 事業所の概要

事業所名	福井大東包括支援センター
所在地	福井市丸山町 40-7
事業者指定番号	1800100149
管理者・連絡先	浅川 なお美 電話 0776-53-4092
サービス提供地域	福井市啓蒙地区・岡保地区・東藤島地区

## 2 事業所の職員体制等

管理者	1名
保健師・経験のある看護師	1名以上
主任ケアマネジャー	1名以上
社会福祉士	1名以上
介護支援専門員・社会福祉主事	若干名
事務員	1名

## 3 窓口受付時間

区分	月曜日～金曜日	土曜日
時間	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 13:00

(注) 年末年始(12/31~1/3)は「休祭日」の扱いとなります。

24時間連絡体制にて、時間外は対応します。

## 4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援・及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要となります。

## 5 事業所のサービスの方針等

### 基本理念

『わたしたちは、「ともに生き、ともに集う、光を求めて』の法人に理念に則り、地域の方々が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように支援を行い、地域に信頼されるセンター運営を目指します。

## 6. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

- (1) 担当の職員が介護予防サービス計画（以下「サービス計画」という）の作成に関する業務を担当します。
- (2) サービス計画の作成にあたっては、利用者様の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者様の心身又は、ご家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにします。
- (3) サービス計画の作成にあたっては、利用者様の日常生活全般を支援する観点から介護予防給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は、福祉サービス、地域の住民によるサービス等の利用も含めて計画するよう努めます。
- (4) サービス計画作成の開始にあたり、利用するサービス等の選択にあたっては、当該地域におけるサービス事業者等に関する情報及び、利用料等の情報を適正に利用者様又は、そのご家族に対して提供します。その際にはサービスの内容が特定の種類、事業者に偏るような誘導は行いません。
- (5) サービス計画作成にあたっては、利用者様が有している能力を使用し、自立した日常生活を営むことが出来る様に支援するための課題を把握します。
- (6) アセスメントにあたっては、利用者様の居宅を訪問し、利用者様及びそのご家族に面接して行います。この場合、面接の趣旨を十分に説明し理解を得ます。
- (7) 利用者様及びご家族の希望、ならびに利用者様についてのアセスメントの結果に基づき、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者様及びそのご家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成します。
- (8) 必要に応じサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、サービス計画原案の内容について担当者から、専門的な意見を求めます。特に訪問看護・通所リハビリテーション等の医療のサービスの利用を希望される場合には、利用者様の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに。サービス計画書を関係機関に提出し情報共有させていただきます。
- (9) 居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上でサービス計画の原案の内容について、利用者様又はそのご家族に対して説明し、文書により利用者様の同意を得ます。

- (10) サービス計画を作成した際には、利用者様及び担当者に交付します
- (11) サービス計画を作成後、実施状況の把握（モニタリング）を行い必要に応じてサービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行います。
- (12) 病院などの入退院の際には、医療との連携を持ち、身体面や精神面の把握をしていきます。
- (13) 人権擁護・虐待防止など必要な体制整備及び研修の実施を行います。

## 7. サービスの利用にかかる留意点

サービスの利用にあたり、次の点にご留意をお願いします。

- (1) 担当者（地域包括支援センター職員または介護支援専門員）の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険者証、お薬手帳等と合わせて保管しておくようにお願いします。
- (2) サービス計画の作成に当たり、利用者様またはご家族は複数のサービス事業者等の紹介を求めることやサービス計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- (3) 利用者様が医療機関に入院する必要がある場合には、入院先に担当者の氏名と連絡先をお伝えください。

## 8 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

## 9 相談窓口、苦情対応

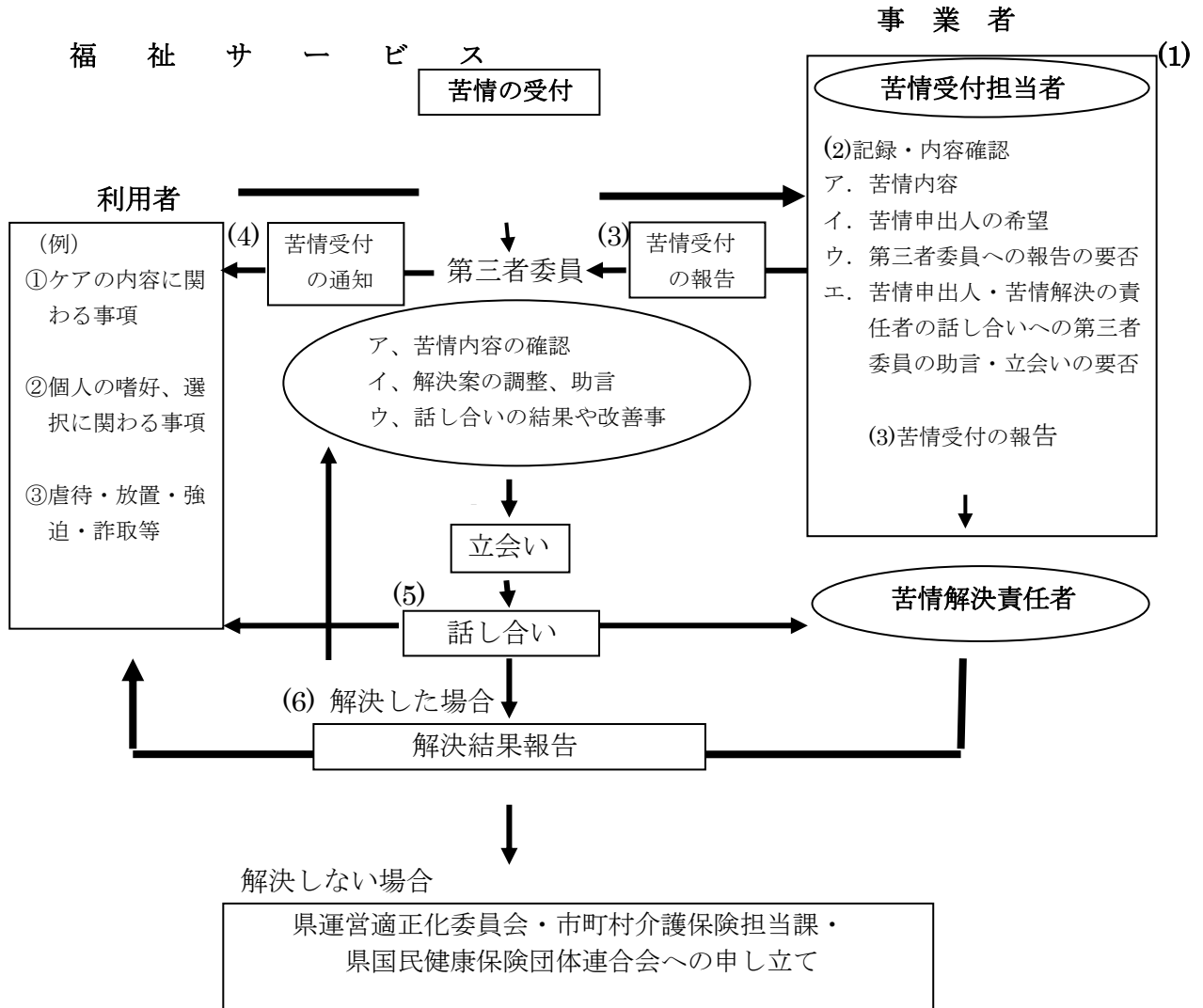
- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

センター窓口	電話番号	0776-53-4092
	fax 番号	0776-53-4093
	相談員（責任者）	浅川 なお美
	対応時間	月～金 9：00～17：00

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

福井市地域包括ケア推進課                      福井市大手3丁目10-1                      20-5400  
 福井県国民健康保険団体連合会              福井市西開発4丁目201-1                      57-1614

## 苦 情 解 決 の 仕 組 み



### 10 事業所の法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 足羽福祉会
代表者名	理事長 高村 昌裕
本社所在地・電話	福井市梅野町 20 号 7 番地 0776-41-3108
業務の概要	児童・障害者・高齢者福祉事業
事業所数	13 事業 36 事業所

#### 1 1 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底（法人の高齢分野内委員会と協働にて実施）



- ②虐待の防止のための指針を整備
  - ③職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施（法人の高齢分野内委員会と協働にて実施）
  - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

12 居宅介護支援事業者（契約書第10条により委託した場合）

事業者名	
所在地	
事業者指定番号	
管理者・連絡先	

本書交付の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する契約にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

介護予防支援事業者 事業者名 福井大東包括支援センター

説明者 印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する契約にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名 印

(代理人) 印

本人との続柄( )